

第11回総務文教常任委員会会議録

平成28年10月6日（木）

開 会 午前 9時00分

閉 会 午前 10時20分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●総務課

①平成28年人事院勧告の概要について

②緑温泉の指定管理者募集要項について

③町民活動施設の管理運営について

●消防署清里分署

①平成28年度秋の火災予防運動について

●生涯学習課

①公立高等学校配置計画について

②平成28年度「全国学力・学習状況調査」結果概要について

③清里町立小学校の統合に関する方針について

2. 次回委員会の開催について

3. その他

○出席委員（7名）

委員長	勝 又 武 司	副委員長	加 藤 健 次
委 員	村 島 健 二	委 員	池 下 昇
委 員	河 口 高	委 員	堀 川 哲 男
委 員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■総務課長	澤本 正弘	■総務G主幹	梅村百合子
■管財G総括主査	三浦 厚	■総務G主査	吉本 淳

■消防分署長
■生涯学習課長

野呂田成人
伊藤 浩幸

■予防係長
■社会教育主幹

君島 晴男
原田 賢一

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貫 信 宏
主 査 寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○勝又委員長

第11回総務文教常任委員会を開催させていただきます。

○勝又委員長

大きな1番、町からの協議報告事項になります。総務課3点ございます。それぞれに進めていただきたいと思います。はい総務課長。

○総務課長

それでは総務課の協議報告事項につきまして、私より概略についてご説明し、その後、担当者より詳細についてご説明を申し上げたいと存じます。

まず1点目の平成28年度人事院勧告につきましては、8月8日に人事院が国会及び内閣に対しまして国家公務員の給与改定について勧告をしてきたところでございます。今後閣議決定、法案の成立など、国の動向を注視しながら当町におきましても人事院勧告に準じて給与等条例等の改定を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

2点目の緑温泉指定管理者の募集につきましては先の委員会におきまして提示しております、スケジュールに基づきながら実施をしていきたいということで、今般、要綱等を作成してきているところでございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

また3点目の町民活動施設の管理運営につきましては、施設の利用形態及び収入状況等により、現在実施しております管理形態と同様に長期契約による業務委託により管理運営を進めてまいりたいと考えてございます。それでは各担当よりご説明申し上げますので、審議の方よろしくよろしくお願い申し上げます。

○総務G主査

それでは私の方から平成28年度の人事院勧告につきまして御説明申し上げます。1ページをご覧ください。8月8日、人事院が平成28年度の勧告を行っております。勧告の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、月例給与とボーナスについてでございますが、人事院の調査によりまして今年度の官民比較につきましては、月例給与で708円、ボーナスで0、12ヶ月分、民間が上回っていることが

ら格差を埋めるための引き上げ勧告が出されております。

具体的な引き上げ内容といたしましては1番の俸給表の水準0.2%の若年層を中心とした引き上げ、2番の勤勉手当0.1月分の引き上げとなっております。

引き上げの時期についてでございますが、月例給につきましては、4月1日に溯って適用勤勉手当につきましては、12月手当分において適用となっております。

2つ目に配偶者に係る扶養手当の見直しについてでございます。女性の社会進出や税制及び社会保障制度の見直しの動向など配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、公務における配偶者手当について、引き下げを行うものであります。また同時に、配偶者手当の引き下げ分により生じる原資を用いて、子に係る扶養手当を引き上げるものです。なお、現在配偶者手当を受給している職員の影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施していくこととしております。具体的な内容といたしましては一番の配偶者に係る手当を段階的に6千500円まで引き下げるものであり、現在の1万3千円から平成29年度には1万円とし、平成30年度に6千500円とするものです。そしてその引き下げ分の原資を用いまして2番の子にかかる手当を1万円まで引き上げるものであり現在の6千500円から平成29年度に8千円とし、平成30年度に1万円とするものです。

3つ目に民間労働法制の改正内容に即した見直しについてでございます。家族形態の変化やさまざまな介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われていることを踏まえまして、今後においても同様に働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため法律の改正等について勧告がなされております。

具体的には①番介護休暇の分割ですが、現在6カ月の期間内において、連続する1回の取得しか認められておりませんが、これを3回に分割して取得できるようにするものであります。②番介護時間の新設ですが、要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できるよう措置するものであります。③番育児休業等に係る子の範囲の拡大であります。現在職員と法律上の親子関係がある子に限られております。子の範囲について特別養子縁組の監護期間中の子についても含むこととするものであります。見直しの時期は、民間労働法制の施行時期に合わせまして来年1月1日より実施となっております。

以上、今年度の人事院勧告の概要についてご説明いたしました。勧告内容の実施時期についてご説明いたします。本年におきましては今後閣議決定された後、秋の臨時国会において法案が成立する見込みであります。本町におきましても国の動きに合わせて、適切な時期に給与条例等の改正及び補正予算措置をいたしたいと考えております。

以上で平成28年度人事院勧告の説明を終わらせていただきます。

○勝又委員長

ただいま総務の担当主査より、平成28年度の人事院勧告の内容についての説明がございました。委員の皆様方から質問等ございましたらありませんか。なければ終わります。②番緑温泉の指定管理者募集要項について。はい担当。統括主査。

○管財G総括主査

それでは緑温泉の指定管理者募集につきましてご説明したいと思います。基本的な要綱の内

容につきましては、昨年度のパパスランドの募集要項を踏襲した共通な内容となっておりますので、緑の湯に特化した部分につきまして御説明したいと思います。2ページをお開きください。

1番、組織の概要につきましては現在指定管理を行っております緑温泉の名称、所在地、建物概要となっております。2番、管理の基準につきましては指定管理の温泉施設共通の内容となっております。昨年度一部修正を行った内容となっております。3ページをご覧くださいと思います。3番の指定管理者が行う業務につきましては変更がございません。4番指定期間でございますが、指定の期間につきましては職員雇用の安定というものを考慮しまして、平成29年4月から平成34年3月31日までの5年間ということで現在3年間でございますが、5年という改正をさせていただきたいと思っております。5番、指定管理者の委託料につきましては5年間の限度額といたしまして、3千715万円としてございます。詳細につきましては後程ご説明をさせていただきたいと思っております。6、委託料の提案額の扱い、7番、応募資格については変更がございません。4ページをご覧くださいと思います。8番応募方法でございます。応募内容につきましては変わりございませんが、受付期間を現在のところの10月17日から11月16日までの1ヶ月間を想定しているところでございます。5ページをご覧くださいと思います。9、現地説明会につきましては10月28日。10番の質問事項の受け付けも10月28日から11月4日までの1週間を予定しているところでございます。11番の選定基準から、18番参考資料までは前回同様の内容となっているところでございます。

7ページをご覧くださいと思います。平成29年度以降の管理委託料の算定資料になります。実績に基づきまして26年度、27年度の決算収支の内容、および28年度の業者提案のベースの予算につきまして管理委託に係る温泉の管理に係る部分のみ記載させていただいているところでございます。管理委託料の算出につきましては、これら26、27年度の決算額及び28の予算額を持って29年度から33年度までの5カ年、平均額の収支見込み額を推計しているところでございます。

まず1番、歳入の温泉の収入につきましては直近5カ年の平均額としまして610万円を見込み、前年対比15万6千円の増となっております。その他の収入につきましては、福祉入浴補助の関係でございます。

続きまして歳出でございますが、人件費の給与賃金につきましては、現在の最低賃金法の賃金が5カ年上昇することを見込み、その平均額を単価とし開設時間中の総労働時間を再精査しまして、所要額を算出しているところでございます。役員報酬につきましては温泉分の計上をしているところでございます。社会保険料につきましては実績をもとに算出をしております。嘱託料につきましては単価の上昇及び清掃頻度の増加によりまして、7万円増の計上となっております。原材料費の関係につきましては、これはバイトに係る部分となっておりますので省略させていただきます。次に業務推進費ですが、こちらも実績に勘案しまして推計を行っているところでございます。主なものとしまして光熱費に勘案しまして、ピーク時の単価及び現在の使用量をもとに、5カ年推計しているところでございます。租税公課につきましては、新たに消費税の納付が発生してきますので所要額を計上しているところでございます。雑費につきましては温泉回数券の3施設によります利用精算にかかる分を計上しております。これら収入額、支出額の収支バランスをとる形によりまして管理委託料は、差引き743万円とな

ってくるところでございます。現在の管理委託料598万円と比較しまして145万円の増となっております。主な要因につきましては人件費及び消費税の増加によるものでございまして、5カ年の限度額は先ほどの3千715万円となっております。この限度額をもって、一般公募によりまして28年の先ほどの期間10月17日から11月16日までの期間を実施する予定となっているところでございます。

以上、緑温泉の指定管理の募集要綱についての説明を終わります。

○勝又委員長

ただ今総括主査より緑温泉の指定管理者募集要綱について説明がございました。
はい堀川委員。

○堀川委員

確認なんですけども、消費税の関係で28年度まで消費税は、かかっていなかったってことなんですか。

○勝又委員長

はい担当。

○管財G総括主査

現在の委託業者にかわりましては、2年間免除という形でございましてなかったということで、来年の5月からもし引き続き継続された場合については、発生する見込みとなっております。

○勝又委員長

よろしいですか。

○堀川委員

はい、わかりました。

○勝又委員長

他委員さん。はい加藤委員。

○加藤副委員長

管理委託料の中での雑費の部分のこの回数券利用精算額の内訳と言いますか、3施設ある中で入浴券共通があるんですが、ここでどういう経費が発生してくるのか。

○勝又委員長

はい担当。

○管財G総括主査

温泉回数券につきましては、3施設それぞれで回数券を販売してございます。ただし3施設ではどこでも使えるって形なんで、例えば緑の温泉で買ったとしてもパパスと緑清荘で入浴できることとなります。ただ歳入自体は回数券支払ということで緑に収入で入っていますので、それを基に他の施設で利用したという形になりますので、本来そちらの方の収入にいかなきゃならない部分がありますので3施設、まとまった形でそれぞれの券がどういう形で利用されているのかそれぞれ精査しまして、その部分が利用につきまして相殺をさせていただいて利用の頻度の多いところに対して一応温泉回数券の1枚単価にあたる部分のそれぞれ金額を動かしているという形になっております。

○加藤副委員長

意味は解るんだけど、経費は発生しない気がする。

○総務課長

流れとしては、券の収入としては当然その施設入ってきますよと。ただし、お客さんとして温泉に入った場合その温泉でいろんな労力みたいなのがかかりますよと。当然人数は違う施設に入るわけですから、その施設に対して、その売り上げの中から精査してその分を支払っていくということを3施設でお互いやっているという内容でございます。

○勝又委員長

良いですか。

○加藤副委員長

3施設合わせると、ゼロという形になると思うんです。そういった時に、その辺の経理仕方の中で、緑の場合は逆を言うと、経費で出るということは緑で回数券をたくさん買ってくれるんだけど、結果的に他で利用する割合の方が高いということなんだと思う。そうすると逆に、他の方は、券は買ってくれないんだけど、券を持ってきて入ってくれるという部分があるよという場合は、逆に他の施設は入るということになると思うんです。この辺は非常にこの経理する上でどうなのかな。最終的にはゼロなわけですから、この部分についての方法の中で、ずっと5ヶ年間緑でたくさん券を買ってくれるのか。そして経費になっていくのか。このへんってというのは5カ年、今までの経過の中でどういう推移していったのかって部分を、こういう経理の仕方ですべて良いのかどうなのかってというのがちょっと疑問に思ったんで。

この部分はその別経理って言うか、何か良い方法、売り上げにあげないとならない、でも3施設をトータルしたらそれはあくまでもゼロなんですっていうことを踏まえた上で、事務的な問題ですので、意味は十分に解りますんで、今後において、あるいはこの5カ年間をしていく中で問題がないのかどうかだけ、再確認をしていただきたいと思います。

○勝又委員長

課長。

○総務課長

今副委員長のおっしゃった通りで、3施設でいきますとトータル的にはゼロベースになるということで、今回約20万プラスになっているよということにつきましては過去の状況を鑑みて、この数字は出しております。ただ経理上の問題なってくるのかなということで、その辺明確に各3施設がどういう形でお金が出て、どういう形でお金を受けているのか、その辺を明確に整理させていただきたいと思います。

○加藤副委員長

そのことによって、この委託料の算定の基準の単価は変わってくるわけですよ。この実際に始める前の中で、再度確認をパパスなんかはもう既に、昨年やっちゃっているわけですから、この辺の整理の仕方をもう一度整理をきちっとさせていただきたいと思います。

○勝又委員長

はい課長。

○総務課長

その辺は整理をさせていただきますが、今回はその実績をもとに、算出根拠をつくらさしていただいておりますので、その辺は今後十分整理しながら募集をかけていきたいというふうに考えてございます。

○勝又委員長

よろしいですか。これ26年の決算の段階には無いよね。以降そういうことを見直して見直してってということになったのかな。これは雑費に表れてない分は。

○管財G総括主査

26につきましては無かったということなんですけど、その後お互いその施設の中で話が出てきた中で27年度から出た部分が発生してきた形になっております。

○加藤副委員長

26年度無かったという表現はちょっとどうなのかなと。逆に雑費で出ないとするのであれば、逆に雑収の中で上がってこないとならないとなると思うんですけど。その3施設におけるやり方というのは、入浴券が出た当初からそのやり方はしていたと思うんで、今の説明は不十分かなと思いますんで、そのへん逆を言うと26年度についての各3施設の内容はどうであったか、参考資料で提出を逆にさせていただきたいと思います。

○勝又委員長

はい課長。

○総務課長

26年度出てきてないということは、今副委員長のおっしゃったとおり、そういう事例はあ

ったかなとは思いますが、ある程度は整理がされてなかったのかなということもございまして、その辺整理させていただいて、資料後程提出していきたいと思っております。

○勝又委員長

良いですか。他にありませんか。なければ2番終わりたいと思っております。3番町民活動施設の管理運営について。はい総括主査。

○管財G総括主査

それでは町民活動施設の業務委託についてご説明したいと思っております。8ページをご覧ください。8ページをご覧ください。

まず1点目施設の概要でございますけれども、記載のとおり施設の名称、所在地、建物概要となっております。2番、施設管理の経過でございますけれども、21年度から3年間、パパスランドの管理に含まれる形で指定管理業務となっております。24年度は同様な形で管理業務委託として、25年度は町民活動施設のみで1年間、管理業務委託となっております。26年度からは町民活動施設のみで3年間の長期契約によりまして管理業務委託となっております。3番維持管理費の状況でございますが、25年度に改修を行って以降の26年度、27年度であります。歳入の使用料につきましては26年度26万9千970円、27年度26万2千50円となっております。

歳出につきましては、業務委託料、需用費、役務費、委託料合わせまして、26年度756万6千164円、27年度723万7千384円となっております。4番、今後の施設の管理についてでございますが、現在の業務委託及び新たな指定管理の方法につきまして検討してまいりましたが、現在の施設の維持管理費に対しまして使用料収入が占める割合が低く、利用形態の現状を考えると指定管理業務に移行するメリットが低いということが推測されることから、現行どおり管理業務委託によりまして施設管理を行っていくこととしたいと考えてございます。契約に際しましては、施設の管理方法及び職員の雇用確保の観点から、長期契約により行いたいと考えてございます。契約方法は入札によりまして契約期間につきましては、29年度から33年度までの4年間を想定してございます。契約期間につきましてはパパスランドの指定管理期間が平成33年度までとなっております。将来的に指定管理及び業務管理委託の再検討が必要となりますが、契約の期間を揃えた形で一体としての管理の道筋を残していきたいと考えてございます。

以上、町民活動施設の管理業務委託についての説明を終わります。

○勝又委員長

ただ今、町民活動施設の管理運営について、また委託についての説明がございました。委員の皆様方ありませんか。無いようですので終わりたいと思っております。

総務課全般を通しての質問は無いようですので。はい課長。

○総務課長

ちょっと1点、私の方から口頭でございますが、御説明というか御報告をさせていただいた点がございます。

平成29年度職員の採用状況ということでご報告をさせていただきたいと思います。まず1点目は、社会人枠採用につきましてでございます。9月11日曜日、職員社会人枠の採用試験を実施してございます。

その結果といたしまして一般事務職1名、水道事務職1名の2名の方を採用するということで内定をしているところでございます。2年の方共にお子様がいらっしゃる家庭の方ということでございます。また、新規職員採用につきましては今月の10月14日金曜日に2次試験、面接試験でございます。人材にもよりますが、3名程度の職員の採用を予定していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○勝又委員長

ただいま課長の方から口頭説明ということで、明年度の職員の採用の関係についての説明がございました。委員の皆さん方から質問等ございますか。特にないですね。それでは以上持ちまして総務課全般終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。

○勝又委員長

消防署清里分署について、1点ございます。はい分署長。

○消防分署長

消防署清里分署からの提出議題であります、平成28年秋の火災予防運動について担当係長よりご説明申し上げます。

○予防係長

担当係長。平成28年秋の火災予防運動について御説明いたします。1ページ目をお開き願います。(1)秋の火災予防運動行事の実施について、記載順に説明いたします。初めに、実施期間につきましては10月15日土曜日から10月31日月曜日までの17日間で実施いたします。次に周知方法ですが、広報きよさと10月号及び町ホームページ上で住民へ周知し、公共施設や各事業所などに消防団員募集中と来年度の北海道消防総合大会の出場の告知も兼ねた清里独自作成の啓蒙ポスターを配布し掲示してもらうことで運動の周知と、火災予防意識の向上を促してまいります。

次に、期間中の行事ですが①の啓蒙サイレン吹鳴につきましては、10月15日土曜日から10月19日水曜日までと10月27日木曜日から10月31日月曜日までのあわせて10日間の日程で19時から、30秒間吹鳴いたします。②火災予防パレードにつきましては期間の初日であります10月15日土曜日に、消防団員の協力のもと実施いたします。実施時間は、清里地区が午後1時からで札弦地区が午前10時から、緑地区が午前10時40分から、それぞれ実施いたします。③火災予防啓蒙事業所訪問ですが、こちらも初日の10月15日土曜日午後1時から、消防団員の協力のもと、啓蒙ポスターなどを配布して運動の周知と火災予防の呼びかけを行います。④防火査察の実施につきましては10月20日木曜日に防火対象物と危険物施設の立入検査を職員で行います。天候不良の場合に備え、予備日を翌日の10月21日金曜日に設定しております。また10月24日月曜日から10月27日木曜日までの日程で一般住宅防火訪問を職員で実施します。今回は札弦地区と緑町の約320世帯を対象として火

災予防の呼びかけと住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及促進を図ってまいります。⑤の町内火災予防広報活動ですが、期間中に職員による昼間の広報活動と消防団員による夜間の広報活動を実施いたします。日程については消防団員の報告を待っている段階ですので現在の中では決まっておりますが、期間中に警戒広報を実施いたします。

以上で説明を終わります。

○勝又委員長

はい、ただ今消防清里分署より平成28年度秋の火災予防運動についての説明がございました。委員の皆さま方からありませんか。分署長。

○消防分署長

提出議題にはありませんけれども9月12日に発生した火災についてご説明させていただこうと思います。

本年9月12日に発生した火災につきまして、12月の定例会で町長の一般行政報告でも報告はあると思いますけれども前段で御説明をさせていただきたいと思います。火災の発生場所につきましては本町青葉158番地になります。焼失の物件につきましてはD型ハウス作業場兼倉庫という形になっておりまして焼損の程度ですけれども1棟70坪それと収容物が全焼というような形になっております。出火の原因につきましては屋内配線ということにはなっておりますけれども、出火の経過につきましては証拠が不十分なため不明というような形になっております。なお緑地区での火災ですけれども前回は平成24年の5月29日に発生しておりますので、無火災の記録につきましては1千566日間4年と105日間で途絶えたような形になっております。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

ただ今青葉の火災の説明がございました。質問等ございますか。なければ清里分署1点につきまして終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。

○勝又委員長

それでは、生涯学習課3点ございます。それでは進めていただきます。①番公立高校学校配置計画について。生涯学習課長。

○生涯学習課長

1番の公立高等学校配置計画についてご説明を申し上げます。公立高等学校配置計画につきましては、本年の9月に北海道教育委員会より示されたところでございまして、今回清里高校に係る部分を中心に説明をさせていただきます。清里高校につきましては、8月に間口増の要望を北海道教育委員会にしていたところでございます。その結果9月6日先ほど言いましたが、北海道教育委員会が発表いたしました公立高等学校配置計画におきまして清里高校の平成29年度の募集間口がこの表の区分欄学校増プラス11校の中の1校としまして、太字のとおり清里プラス1と記載のとおり1学級から2学級に増えることが正式に決定をいたしました。

変更の内容理由としまして、右のところに記載がされてございますが、町内の中卒者数の状

況等を総合的に勘案し、平成29年度1学級増とするものでございます。この配置計画、近隣でいきますと清里とは違う学区でございますが、湧別高校におきましても、平成29年度1学級増となっております。さらに下段の表でございます。31年度の計画におきましては北見柏陽高校と北見商業高校がそれぞれ1学級減と示されてございます。

2ページをお開きください。この表につきましては清里町が含まれます、オホーツクの東学区の高校配置計画を添付してございます。学区内の中卒者数、上段の方に載ってございますが平成28年度が597人。来年度29年度が45人減の552人となっております。平成29年度から35年度まで、右側の方にありますけども149人の減と推計をされてございます。平成29年度から31年度の配置計画の中で、平成29年度清里高校が計画変更で普通科プラス1となっております。その後32年から35年度までの見通しにつきましては、この東学区におきましては、4年間の中で2から3学級相当の調整が必要であるということ、さらに中卒者数を考慮した定員調整の検討が必要なこと、大空町におきましては再編の検討が必要なこと、小規模校の中卒者欠員の状況を考慮し、学級減や再編調整を含め、あり方の検討が必要であるということが配置計画で示されたところでございます。

以上、9月に示されました清里高校の間口増を含めました公立高等学校配置計画の説明とさせていただきます。

○勝又委員長

ただいま生涯学習課長の方から公立高校学校配置計画に基づく清里高校の間口増の説明がございました。各委員さんから。はい池下委員。

○池下委員

2ページの方にオホーツクの東学区の関係が出ていますんですけども、例えば28年度で最低でも32年度ぐらいまでの中、清中と小清水中学校の中卒の流れってというのはどういうふうになっているのか。今解ればお聞きしたいなと思うんですが。

○勝又委員長

後からでも。はい。課長。

○生涯学習課長

大変申し訳ありません。今手元に用意はしておりませんが、小清水については来年度50人ということで大変多いということを知っておりますし、ちょっとその後の云々については大変申し訳ありません。ちょっと今日資料を持ち合わせてございませんので、また改めて後程示させていただきたいというふうに。

○勝又委員長

他委員さん。堀川委員。

○堀川委員

来年度から2間口になって来年度、平成29年度30年度は間違いなく2間口の募集という

ことになると思うんですけども、今後また見直しというのが31年度にあるのか、それとも32年度以降にあるのかというのをちょっと教えてほしいんですけど。

○勝又委員長

はい課長。

○生涯学習課長

2ページのところ先ほどのオホーツク東学区の配置計画をご覧いただきたいと思いますが、今当面は平成29年度の1学区1学級増が決定したというところでございます、来年実際に募集しまして、平成29年度の清里高校の入学者が40名を超えて41名以上になりますと、30年度におきましても2間口に6月に示されます公立高等学校配置計画の案の中で、30年度におきましても2間口になるんじゃないかということで聞いているところでございます、今現在はあくまで29年度が決定しているということで、来年2間口になるように募集をして、来年40人以下になりますと1間口ということになってしまいますので、そうすると翌年からの2間口維持が厳しくなるというふうに想定しておりますので、今後2間口になるように41人を獲得するように、今後進めていきたいと思っております。

○堀川委員

わかりました。

○勝又委員長

他委員さん。伊藤委員。

○伊藤委員

今の質問にさらに被せての質問になるんですけども、例えば今おっしゃられた次年度40名を仮に切ったとします。そうしたら平成30年度は1間口でとなった場合に、その次の年とかに見込みとかで40名超える話が出たとしますよね。そうなった時って1回そういうことになっていると、今度通りづらいとかそういう裏事情ってなんかあるのか。そのへんあれば聞かせて下さい。

○勝又委員長

はい課長。

○生涯学習課長

そこまでの詳しい事情等はちょっとわかりませんが、伊藤議員言われたとおり、来年度の入学確保が41人確保できなかった場合については、それ以降についてまた2間口を増やしてくれてというのは、中々厳しいんでないのかなというふうには想定しているところですが、特殊事情等ありましたら、また要望等をしながら2間口の確保に向けた取り組みが必要になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

○勝又委員長

よろしいですか。他委員さん。

○生涯学習課長

先ほどすいません、清里中学校と小清水中学校の予定者数推移で、今年の4月1日現在でございますけども、平成29年度清里中学校36名、平成30年度が44名、平成31年度から35、平成32年度が34名というような状況となっております。小清水中学校におきましては、平成29年度50名、平成30年が29名、平成31年が42名、平成32年がかなり減って24名というような推移、状況というふうになってございます。

○勝又委員長

よろしいですか。池下委員。

○池下委員

ちなみに今年小清水から相当数来ているんだけど、今年の小清水中卒は何名いるの。

○勝又委員長

はい、課長。

○生涯学習課長

平成28年度は3年生40名でございます。清中は33名です。

○勝又委員長

よろしいですか。他に質問ございますか。無いようですので、次移ります。

②番、平成28年度全国学力学習状況調査の結果概要について。課長

○生涯学習課長

生涯学習課2つ目の平成28年度の全国学力学習状況調査の結果概要でございます。3ページをご覧ください。この学力学習調査につきましては9月29日に公表されましたので、清里町の概要結果について、今回お知らせしたいというふうに思います。

調査の目的については記載のとおりでございます。全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析しまして教育施策の改善を図ること。また、児童生徒への指導の充実や学習状況の改善に役立てる。さらにその取り組みを通じて教育に関する継続的な改善サイクルを確立することでございます。

調査の概要でございますが、本年につきましては4月19日に全国一斉で行われております。清里町の参加状況でございますが、3校で小学校6学年が28名。清里小24名、光岳小3名、緑町小1名、清里中学校が3年生36名でございます。

調査の内容につきましては、教科に関する調査としまして、国語算数、中学生は数学でございますが、A問題。主として知識に関する問題。それから、国語算数、中学生は数学のB問題。主として活用に関する問題ということで調査を行っているところでございます。また質問紙調

査としまして生活習慣ですとか学習意欲、学習方法国語算数などに関する調査等を行っているところでございます。

3番の調査結果の概要でございます。本町におきましては、学校間の過度な競争を避けることですとか、地域の特性やプライバシー等に配慮する観点から町全体の公表につきまして、小学校全体並びに中学校の結果につきまして平均正答率の数値を除き、公表することとしてございます。公表の方法につきましては町全体の状況をグラフ等により国や道と比較分析するとともに、平均正答率につきましては国とか道の比較を具体的な数値ではなくて文言で表現をすることとしてございます。この表にありますとおり、教科に関する調査でございます。平均正答率による全国及び全道清里町の比較でございますが、全国全道とのポイントの差によりまして低い、やや低い、ほぼ同じ、やや高い、高いの5段階で示してございます。

小学校につきましては国語A、Bとも全国とほぼ同じ、全道と比べてやや高いとなっております。算数につきましてはABともですね、全国と比較して低い。全道と比べてやや低いとなっております。

右側の中学校でございますけども国語AB数学ABともですね全国全道と比べましてほぼ同じか、やや高いというふうになっているところでございます。

次のページ、4ページをご覧ください。②教科領域別の傾向でございます。国語AB、算数ABの教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況を示しているところでございます。100のちょっと見づらいかもしれませんが、点線が全国平均となりますので、この線より外側であればその領域は全国を上回っており、内側であれば、全国を下回っていることとなります。

小学校6年生上でございますけども、国語Aの言語事項国語Bの書くという領域が、全国全道を上回っておりまして、算数につきましてはすべての領域で100の円の内にいるということで下回っているところでございます。特に算数Bの数量関係、図形が、かなり落ちているというか下回っている。これが課題と言えるというふうに思っております。

下の中学校3年生でございますけども国語算数ともほとんどすべての領域で上回っておりまして、特に数学Aの資料の活用と数学Bの図形の領域が、突出して高く全国を上回っているところでございます。

5ページをご覧ください。5ページにおきましては質問紙調査の結果でございます。質問項目が多岐にわたっているものを、ここに特徴的なものをピックアップをしております。その中でも幾つかだけ説明させていただきたいというふうに思いますが、一番上の物事を最後までやり遂げて嬉しかったことがあるという割合が、小学生では全道全国よりかなり低く、中学生では高くなってございます。それから3つ目、自分には良いところがある割合につきましては、小学生それから中学生とも昨年より高くなっておりまして全道、全国に近づいてきているところでございます。その下、将来の夢や目標を持っている割合につきましては、小学生は昨年度からと比べまして大幅に上がって全道全国より高く、中学生につきましては全道全国とほぼ同じ割合になっているところでございます。

あと普段1日当たり3時間以上テレビやビデオ、DVDを観たり聴いたりするという項目でございますけども、小学生は昨年度を下回り、全道全国より低くなっておりまして中学生については全道全国とほぼ同じ傾向にございます。

それから、授業の時間以外の勉強の関係、普段学校の授業時間以外に、1日当たり1時間以

上勉強する割合は、小学生は全国全道より低く、中学生は昨年度より大幅に上がっており全国全道を上回ってございます。

それから学校が休みの日に、1日当たり2時間以上勉強する割合でございますが、小学生中学生とも全道、全国を上回ってございます。

下から4つ目。学校に行くのは楽しいと思う割合につきましては、小学生、中学生とも昨年を大きく上回っておりまして、小学生は全道全国と同じ傾向で、中学生は上回っている状況でございます。

下2つ国語と算数の科目の関係でございます。国語の授業の内容はよく解る、算数の授業はよく解るの割合につきましては、小学生については全道、全国より低くなっておりますけれども、中学生の方では高くなっているというような質問紙調査の結果でございます。

以上、今現在学校の方で詳細な分析、それから改善方策等検討しているところでございまして、今後教育委員会を含めましての調査の結果明らかになった教育の課題を解決するために、今後、学校家庭地域教育委員会が連携協同して学力の向上生活習慣の改善の取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○勝又委員長

はい。平成28年全国学力学習状況調査の結果概要についての説明がございました。委員の皆様方から質問等ございましたら承ります。河口委員。

○河口委員

昨年もこの報告の中で同じような4ページですか。バランスが非常に偏っているなというのが感じとれるんですけども、これの解決策は、今後必要になってくるかなと思いますが質問用紙のこの関係が国語の授業の内容について非常にマイナス値が多いけども国語は非常に成績が良いと。逆に算数は、それほど理解はできますよと言うけど成績が悪いというのは、バランスの悪さは若干どういう原因なのかは別として、平均全国全道の、全国を100としたときのバランスでしょうけども全道平均とのバランスが非常に悪いところを改めて検討していただければ良いのかなと思うんですが。

○勝又委員長

はい課長。

○生涯学習課長

今、河口委員からおっしゃられたとおり、特に小学生の部分がこの全国を100とした場合の、特に算数の関係については内側にあるということでバランスが悪くなるとございます。

今回この学力調査の結果の公表が9月29ということで、全国的に遅れたことがありまして、現在各学校で詳細な分析の方をお願いしておりまして、それに向け、それをもとに教育委員会と連携して、今言われたことも含めた課題の解決に向けた取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○勝又委員長

よろしいですか。他委員さんありませんか。副委員長。

○加藤副委員長

結果が形でこういうふうになっているわけですが、毎年6年生と中学3年生でやるわけですが、その学力を上げていくことは大切なんです、同時にこの今年の小学校6年生これ来年中
学1年生になるわけですから、そのときの学力の検証っていうのはないわけです。こういう部分における中学校にこの生徒たちがいったときに学力についていけるようなそしてそういう体制をどういうふうに築いていくかっていうことも忘れないで、清小の毎年6年生やる学力検査あるいは清中の検査こういうものの数字を上げていくことも大切ですけども特に低かった年のその次の年、その人方が中学生になったり、あるいは高校生になっていく時のそういう対応のあり方、その辺についても十分に検討されていくように努力をいただきたいと思います。

○勝又委員長

はい課長。

○生涯学習課長

今加藤副委員長から話あった話のありましたことも含めまして、参考にさせていただきながら今後取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○勝又委員長

はい、よろしいですか。他委員さん、ありますか。なければ2番終わりたいと思います。3番、清里町立小学校の統合に関する方針について。はい課長。

○生涯学習課長

議案の6ページをご覧ください。清里町立小学校の統合に関する方針について説明をさせていただきます。

緑町小学校の平成29年度末の閉校並びに清里小学校への統合、光岳小学校の今後の在り方を検討協議進めるにあたりまして教育委員会におきまして、清里町立小学校の統合に関する方針を作成いたしましたので説明をさせていただきます。

まず、6ページの1、町内の学校の現状と今後の児童数の推移でございますけども、本町には小学校が3校、中学校は、清里中学校。高校は道立清里高校の各1校がございます。それぞれ地域に根差した特色ある教育活動が展開をされているところでございます。

しかし少子化によりまして、児童生徒数が年々減少し、現在清里小学校は全校児童数が169名でございます、全学年が1学級の小規模校となっております。さらに光岳小学校につきましては本年度12名、緑町小学校につきましては6名という過小規模校でございます。両校とも複式学級となっている他、一部の学年では欠学が生じている状況でございます。

今後の児童数についてはこの記載の表のとおりでございます、町全体では、おおむね横ばいの状況ですけども、光岳・緑町両小学校については複式学級の解消は見込めず、教職員の配置等の面からも学校運営が厳しくなることが予想されるところでございます。

6ページの下の方2番、緑町小学校及び光岳小学校の今後についてでございます。緑町小学校についてはご承知のとおりPTA自治会等地域での存続の協議を行いまして、地域全体の意向として、平成29年度末をもって閉校し、清里小学校へ統合することを希望する旨の要望書がございまして、これを受けまして町並びに教育委員会におきまして地域の意向を尊重し、平成30年4月からの清里小学校への統合に向けて保護者並びに地域と今後協議をしながら準備を進めていくところでございます。

7ページ。光岳小学校の関係でございますけれども、光岳小学校におきましては、今年度入学予定の児童の保護者から清里小学校への指定学校変更の要望ですとか札弦地域4自治会懇談会での地域の方からの学校の統合に関する意見、その後教育委員会としまして、学校教育制度説明会を昨年開催したりしまして、PTA並びに今後光岳小学校入学予定の児童をもつ保護者の方から意見を聞いているところでございます。また今年になりまして1月には光学小学校の通学区域にアンケート調査を実施、その後6月から7月にかけて、再度保護者を対象に光岳小学校の今後のあり方に関するアンケート調査を実施しまして、光岳小学校が今後においておきまして存続すべきか、統合すべきかについての考えを伺ったところでございます。

(3)の光岳小学校の今後の在り方に関するアンケート調査の結果につきましては9月、先月の常任委員会で説明させていただきましたので詳細は省略させていただきますが、存続または統合のどちらかを望むかの設問に対しまして現PTAの保護者15人中存続またはどちらかといえば存続を望むが6人、統合をまたはどちらかといえば統合を望むことが6人ということで50%ずつでございました。それから今後入学予定児童の保護者につきましては、存続またはどちらかといえば存続を望むが2人で統合またはどちらかといえば統合を望む人が7人ということで70%が統合、またはどちらかといえば統合というような回答でございました。エの統合またはどちらかといえば統合の場合、いつ統合するのが望ましいかへの設問に対しましては2年以内に統合すべきが11人、3年から5年以内で統合すべきは4人という結果でございました。次のページをごらんください。

3番の小学校統合に関する町の考え方でございます。小学校の統廃合につきましては、清里町の将来を担う子どもたちのためにどういう形が最も効果的であり、さらなる学校教育の充実が図られるという観点に立ちまして記載の3点を基本に検討協議することとしております。1つ目が、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えることを第1優先とすること。2つ目が保護者や地域住民の意向を踏まえ十分協議すること。3つ目が、清里町が目指す教育の在り方を示すこと。この3つの考え方に基きまして今後保護者並びに地域の方々と協議をしてまいりたいと思っておりますが、基本的な町の考え方としましてはアンケート調査の結果等も踏まえて、また後でも述べますけれども清里町が目指す教育のあり方の実現に向けまして、今後光岳小学校につきましても清里小学校と統合し、緑町小学校を含めた町内全児童を一校に集めることによりまして過小規模校並びに複式学級を解消しましてさらなる学校教育の充実を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

8ページの4番、清里町が目指す教育の在り方統合による主な効果等でございます。小学校を統合することにより、清里町の子どもたちのために最大の教育効果があげられるよう緑町光岳両小学校で実践されております少人数指導のメリットを引き継ぎながら地域に密着した活力ある学校づくりと未来を担う心豊かで創造的な人を育む学校教育を全町同一的に推進していききたいというふうに考えてございます。

まず1つ目が知徳体の調和のとれた人間性豊かな児童の育成ということで、子どもの成長過程においては集団の中で生活できる力を身につけていくことが重要でありましてより多くの児童とのかかわりや人間関係を広げる環境づくりが大切で統合することで知徳体の が人間性豊かな児童の育成が期待をできるということでございます。

2つ目、効率的な指導体制によるきめ細やかな指導。複式学級が解消され同じ学年でのより適切な指導体制をとることが可能となり教科によっては少人数による学習によるきめ細かな指導を行う。

3つ目、小中連携教育の強化推進ということで、小学校高学年から中学校にかけましては心身ともに成長や変化が大きい時期でございますので、精神的にも不安定な時期となりともすれば、それがいじめや不登校に繋がったり、学力低下を招くこともございますので、小中連携教育の強化によりまして、中1ギャップの解消にも繋げ、個を活かした生きる力を一層育むことが可能というふうに考えてございます。小学校の統合によりまして、町内に小中学校ともに1校となることで、小中連携教育のさらなる強化が期待され、小学校の入学から中学校卒業までの9年間を見通した教育の実践が可能となるというふうに考えてございます。

9ページをご覧ください。小中一環教育を目指してということでございます。将来的な考えでございますけれども、小中連携教育をさらに発展させまして小学校の入学から中学校卒業までの9年間を通じた教育課程を編成し、小中学校相互の教員が協同で児童生徒を指導する小中一環義務教育学校の将来的には進めていきたいというふうな考えでございます。さらにその先には幼稚園・保育から保育所から高校まで連携した幼小中高一環教育の実現も視野に入れながら教育環境の整備充実を図っていきたいというふうに考えてございます。

5番目、統合にあたっての基本的配慮事項でございます。緑町小学校並びに光岳小学校の統合に際しましては、記載の5つの事項に配慮をしていきたいというふうに思っております。

1つ目が統合による児童の不安や動揺を最小限にするために教員配置等さまざまな面で細心の配慮を行う。2つ目が、遠距離通学となる児童の通学手段の確保と安全確保安全指導教育の徹底。3つ目が、各校で実践されている特色ある教育活動を引き継ぐ。4つ目が各校の歴史や伝統を何らかの形で残し継承できるよう配置する。5つ目がこれまで両小学校が地域の中心的施設としての役割を果たしてきたことに配慮し、統合後の旧校舎及び旧校地の有効的な利用方法を関係者と協議する。6つ目が、各校が地域の文化やコミュニティの拠点であり、地域を支えてきたことに配慮し、統合後の各地域の活性化政策について協議をするというような配慮事項を記載させていただいてございます。

最後終わりについては記載してございますが、清里町は平成23年の3月、新栄と江南小学校が清里小学校に統合になってございます。これまで5校あった小学校が3校となりまして、そのうち学級が光岳小学校と緑町小学校の2校となっております。近隣におきましても本年斜里町の小学校が2校に統合されたことから、網走市を除いて斜網地区には全校複式学級の小学校は本町の2校のみという状況でございます。長年住みなれた地域から学校がなくなることは、地域の人々の思いと逆行することもあります。地域の理解のもと子どもたちの将来を最優先するという観点から清里小学校への統合を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上が、清里町立小学校の統合に関する方針でございます。現在この方針によりまして光岳小学校のPTA等々説明しながら協議を進めているところでありまして、PTAの方でも独

自にと言いますか、今月も数回集まって検討を協議されるというふうに聞いております。またその後教育委員会としましては、PTA並びに地域の自治会とも協議の方進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、清里町立小学校の統合に関する方針についての説明とさせていただきます。

○勝又委員長

はい。ただいま清里町立小学校の統合に関する方針について、課長の方から説明がございました。かなり前進した形の方針が示されたわけですけど委員の皆様方から質問等ございましたら。河口委員。

○河口委員

今の説明の中で、全く複式学級の解消ということは、大変必要なことかなと思う。私も小学校1、2年複式学級っていう中で育ちまして、複式学級から大きい学校へ来た時のギャップっていうのもありますけど、やっぱり複式学級の弊害って言いますか、利点もあるけれども、そういう中ではやはり早急に進めていっていただきたいというのが、私の意見です。

それとこの中の基本的配慮事項の中で、歴史や伝統を何らかの形で継承だとか旧校舎の有効利用っていうことについては、既に新栄と江南がこういう格好で統合されていますので、このへんが実際にどういう形で継承されている、あるいは旧校舎の有効利用がどのようにされているかというのは江南と新栄についてはどういう形になっているかをちょっと説明してください。

○勝又委員長

はい課長。

○生涯学習課長

複式学級につきましては当然メリットもありますし、デメリットもあるというふうに考えてございます。今先ほど説明したとおり複式学級の解消に向けて清里町立小学校の統合に関する方針について説明させていただきました。統合時期については、今後またPTA、地域と詰めていくところかなというふうに思っておりますが示した方針に基づきまして今後PTA、地域と相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

旧校舎の新栄江南も含めた校舎の活用に関係につきましては、現在総務課の方で対応されているのかというふうに思いますが、緑町小学校につきましてもここに記載したとおりやはり地域の今まで中心的な施設としてあったということに配慮しながら有効な活用方法を模索しなければならぬかなというふうに思っているところでございます。

○勝又委員長

いいですか。はい池下委員。

○池下委員

7ページにあるようにアンケートとった状況がすべて載っているんですけど、こうやって見

ますと、やはり全体の半数以上がやっぱり統合を望んでいるのかなってというふうな姿が見えるんですけども、今課長が言ったようにその地域、自治体とも相談することが大事でありますけども、スピード感を持ってやっているというふうに私たちは見えるんですけども、町がいつまでもその聞き取りばかりをやっていないで、町自体が決断を早く出した方が地域の方もそれに向けての準備と言いますか、そういうふうな方向で進んでいくんじゃないかなというふうに私は思うんで、アンケートを取ったり、聞き取りも確かにそれは大事ですけども、やはり一定期間を過ぎたら町がやっぱり速やかにこういうふうにしますよという答えを出していかないと。いつまでもこの堂々巡りっていうわけじゃないですけども時間ばかり経っていてもしょうがないんで、町が決定する時期が来たんじゃないかなというふうに思いますけども。

○勝又委員長

はい課長。

○生涯学習課長

実は本日説明しました、清里町立小学校の統合に関する方針でございますけども、光岳小学校、アンケート調査行っておりますけども、アンケート調査については全部回収できたわけではございませんし、9月の6日にまず、この方針を教育委員会である程度決定した後で、現PTA、それから今後光岳小学校に入学する子どもを持つ保護者を対象に、この方針を今のように説明をさせていただきながら、意見交換を実は行ってございます。その結果を先ほど説明するのを忘れていましたけど、そういうことを行っておりますし、その中で一定の説明した中で統合については、おおむね皆さんそちらの方向で考えがまとまったと言うか、その時にはまとまったかなというふうにこちらの方で考えているところでございます。

また今池下委員からもありましたけども、町の考え方として何年以内に統合を考えているんだというような質問が実際ありまして、こちらの答弁としましては、現在緑町小学校がもう実は決まっているということもありますので、一番こちらのベストな選択というか、一番望ましいベターな統合の時期というのは、やはりアンケートでも2年以内という意見もあったんですけども、緑町小学校と清里小学校の統合のことを考えますと一緒に統合を進めることが一番子どもたちは良いのかなということを教育委員会としては実は考えてございまして、そのときの説明会でも一応の目安としては、教育委員会の考え方は、緑町と同じような形でいうことも話をしているところでございます。その後PTAも、その説明会のときには一応皆さんそういう統合に向けて、年度はまた今後別ですけども、統合について一定の考えがまとまったんですけども、その後学校の方に、やはり統合についてはやはり複式の良さがあるので、もうちょっと検討が必要だとか、いろんな意見が10月3日ですので、おとつい2、3日前のPTAの集まりの中でもいろいろ出ていたと聞いておりますし、またPTAも先ほど言ったとおり、またもう1回か2回ほどもう一度全員の意見をPTAの中で、いろいろ意見を出し合う場を持つという話を実は聞いているところでございます。いずれにしましても先ほど池下委員からもありましたとおり、町としましては、教育委員会としましては町主導と言いますか、地域保護者の意見も聞きながら、ある程度の統合に向けた方針を説明しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○勝又委員長

よろしいですか。副委員長。

○加藤副委員長

私もその方向性で良いと思うんですが、一番問題になってくるのは、やはり9ページの5番目にある、統合にあたっての基本的な配慮事項。要するに長所について利点についてはほっといても良いわけですが、いろんな不安やそういう問題について、丁寧に早期に具体的な案を出して前へ進んでいく努力。そのことがここに総合的に6つ書いてあります。6つ書いてありますけども、まずは基本的には子どもたちの学校生活における教育に関して、十分な配慮。例えばこの1番に書いてある教員の配置と当然のように現在いる先生がいなくならないような最善の方法をどういう形にしていくのか。あるいは、子どもたちの間の、学習の在り方やいろんなことを、そういう子どもたちの直接的な不安や要素を具体的に、きちっと解消していくことを地域の皆さん、そして保護者にまずお知らせしていくことが非常に大切になってくると思いますので、その緑小学校の同時に統合っていうのは良いですが、それまでの間に問題になるような部分を、まず意見を聞く前にこういうふうにしていきますということを同時に対応していく、そういう中からいろんなことの改善策を同時に聞いていく。努力を同時に進めていただきたいとこのように思います。

○勝又委員長

課長。

○生涯学習課長

加藤副委員長からありました、9月6日の方針の説明会の中でもPTAの方から、今言われました先生の関係ですとか学校生活、学力の関係。また特に意見等心配されていたのが通学手段関係等も含めて、やはり心配されている方が数多くおりましたし、それは、緑町小学校も今後進めていきますけども、緑の方でもそこを1番心配されておりますので、今言われたことも含めまして、配慮事項につきまして検討しながらPTAの皆さん等にお示しをしていきたいと思っております。

○加藤副委員長

特に、学童保育と言いますか、放課後の支援のあり方というのがあるわけですから、それを十分に活用して、なお且つその送迎問題もどういうふうにしていくのか。十分に検討されまして、学校に朝来てから帰るまで十分効果の出る支援策のあり方を含めて、検討と同時にその説明をしていただきたいとこのように思います。

特色ある緑であれば、例えばクマゲラ太鼓だとかいろんな形の特色をその2年3年間やりましてことじゃなくて、清里町全体としてやっては良いんじゃないかとか、色んな形で短期間で終わらせること無く、根づいていく地域の中に貢献できるような清里町全体として、それぞれの地域はあるわけですから。札弦は札弦、緑は緑でなくて、清里町全体として、札弦地域、緑地区というものを全体として逆にカバーできていけるような子どもの教育関係からも前向きに進めていっていただきたい、このように思います。

○勝又委員長

はい課長。

○生涯学習課長

今、加藤副委員長からも言われましたが、具体的な提案なりがなかなか大きな課題もあって難しい面もありますけども、できる限りの中で説明をしながら、清里の子どもたちのために考えまして、今後この方針に則った清里小学校、清里町立小学校の今後のあり方について進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○勝又委員長

ほかありませんか。いろんな部分で統廃合の関係、話ができたわけですけど、今回方針が出されまして私としては大きく一歩前進したような部分かなと思っています。細部にわたっては、いろいろと形で貢献としかなくちゃいけない部分もあると思いますけど、なかなか地域にとっても悩ましい課題かなという感じにもするわけですし、そこらのことも含めてきちっとよい方向に解決していけるような道が探れればと思いますので一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

なければ終わりたいと思ひますけど、よろしいでしょうか。

○生涯学習課長

すいません。議案には無いのですが、10月3日に教育委員会を開催いたしまして、教育委員長に石井幸二氏、委員長代理に森田実氏が再任されておりますので、ご報告させていただきます。

○勝又委員長

ほかありませんか。なければ生涯学習課以上で終わりたいと思ひます。

○勝又委員長

2. 次回の委員会の開催について。局長。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、11月21日月曜日でございます。

○勝又委員長

3. その他、委員の方ございませんでしょうか。

無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

●閉会の宣告

○勝又委員長

それでは、第11回総務文教常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時20分)